

議会運営委員会は、議会の運営を円滑かつ効率的に進めるための委員会です。役割として、定例会や臨時会の会期の決定、本会議の進め方についての検討、委員会条例など会議規則の制定や改変、議会改革についての検討、議長から要請された議会運営に関する事項についての審議などを行っています。

※定例会は、毎年3月、6月、9月、12月に招集されます。臨時会は、緊急を要する補正予算審議など必要とされる時に召集されます。また、理事者から提案された新年度の予算を審議する「予算審査特別委員会」、前年度の歳入歳出予算が適正かつ効果的に執行されたかを審査・検証する「決算審査特別委員会」があります。

議会改革

留萌市議会では、開かれた議会を目指し、様々な取り組みを進めてまいりました。特に「一般質問の一問一答方式の導入」はじめ「一般質問のインターネット中継」「タブレット導入によるペーパーレス議会の実現」「議会モニター制度運用開始」があります。

議会モニター制度

留萌市議会は「議会基本条例」を基にわかりやすく開かれた議会を模索するため「議会モニター制度」を5月に運用開始、(写真左から)松村剛氏、中野淳平氏、坂本守正氏、鵜城雪子氏、石田純一氏の5名を委嘱しました。



6月、9月の定例会を傍聴いただき「傍聴環境について」「一般質問の姿勢について」「議会だよりについて」「決算審査特別委員会」「議会運営など全般」などから、議会に対する率直な意見をいただきました。モニターの皆さんからいただいた意見を参考にこれまでに改善した内容として傍聴環境では「議場内のスピーカーの再チェック」「議場入室前の注意喚起表示」、一般質問では「議員からの通告のあり方」を検討しました。また、議会だよりでは「こんなことが決まりました」のコーナーは、市民には分かりづらいというご意見を受け、11月号より取りやめ、日ごろの議会活動がより分かりやすく市民に伝えるコーナーとしています。今後、第3回定例会のモニター皆さんからの評価を確認し、議会運営委員会で検証、具体的な対応を検討します。

議会モニターの任期は、令和9年3月31日までとなっています。

議会基本条例の検証

留萌市議会では、開かれた議会、議会運営の効率化などを目指すとともに議会機能を充実・発展させるため議会改革に取り組んでいます。さらにこの議会改革を具現化するため「行動する議会」「議会の見える化」を具体的に推進するため、平成26年に『留萌市議会議会基本条例』（市議会における最高規範）を制定。毎年、条例の取り組むべき内容について検証し、見えてきた課題についての新たな取り組みを検討しています。